

全部取得条項付株式の取得 の際の株主保護の規定

制度調査部
金本 悠希

取得価格決定の申立てと、一定の場合には株式買取請求権も

【要約】

近年行われた MBO の事例の中には、経営陣が対象会社を完全子会社化する際に、全部取得条項付株式によって既存の株主から株式を取得するという方法を利用するものが見られる。

全部取得条項付株式では、取得対価の価額に不満な株主については、一定の手続きの下で、裁判所に対し取得価格の決定の申立てをすることが認められている。

また、既発行株式を全部取得条項付株式に変更する場合は、株主には定款変更についての株式買取請求権が認められる。

1. はじめに

近年行われた MBO (経営陣による企業買収) の事例には、経営陣が対象会社を完全子会社化する際に、全部取得条項付株式によって既存株主から株式を取得するという方法を利用するものが見られる。

完全子会社化の典型的な方法としては株式交換がある。この方法では、交付される対価に不満であるなどの理由で株式交換に反対する株主には、株式買取請求権が認められ、既存株主の保護が図られている。

一方、全部取得条項付株式によって既存株主から株式を取得する場合には、以下の二つの方法で株主の保護が図られている。

既発行株式を全部取得条項付株式に変更するための定款変更における株式買取請求権
全部取得条項付株式取得の総会決議に関する取得価格の決定の申立て¹

なお、本稿では、会社が既発行の株式を全部取得条項付株式に変更する場合を前提として説明する。もちろん全部取得条項付株式を新規に発行することは可能だが、実際に問題となるのは、既発行の株式を全部取得条項付株式に変更するケースが多いと考えられるからである²。

¹ 全部取得条項付株式を利用したレックス・ホールディングスの経営陣による MBO に対して、一部株主がこの取得価格の決定の申立てをしたことが報じられている (2007 年 4 月 12 日付日本経済新聞夕刊 1 面)。

² 注 1 の事例も既発行の株式を全部取得条項付株式に変更している事例である。



2. 既発行株式を全部取得条項付株式に変更する定款変更における株式買取請求権

まず、その会社が種類株式発行会社³でない場合は、原則として⁴、種類株式発行会社となるための定款変更手続が必要である。具体的には、株主総会の特別決議で、種類株式を発行するという旨の規定を設けて定款を変更する旨を決議しなければならない（会社法 466 条、309 条 2 項 11 号）。

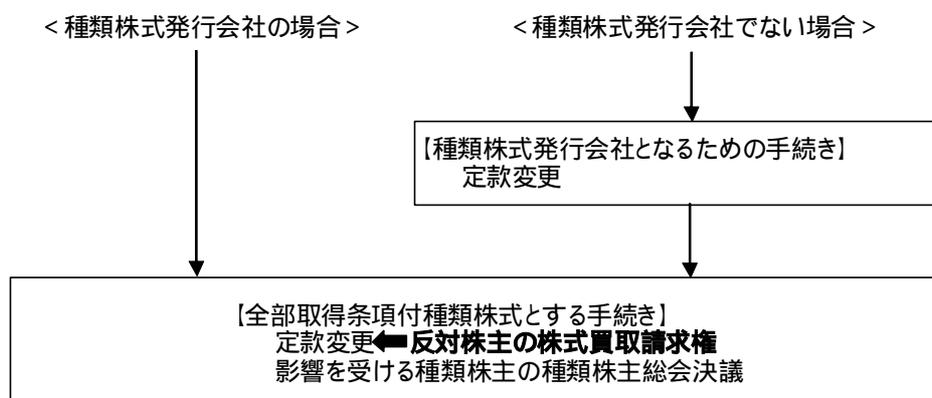
この手続を経て種類株式発行会社となった後、ある種類の株式を全部取得条項付種類株式とするには、以下の手続が必要である⁵。

ある種類の株式を全部取得条項付種類株式とする定款変更決議

全部取得条項付種類株式に変更される種類の株式の、種類株主の種類株主総会の決議

は、株主総会の特別決議で定款を変更する旨を決議することが必要である（会社法 466 条、309 条 2 項 11 号）。この定款変更については、反対株主は一定の手続き⁶の下で株式を公正な価格で買い取することを請求することができる（会社法 116 条 1 項 2 号）。

一方、 は、全部取得条項付種類株式に変更される種類の株式の種類株主の種類株主総会⁷の特別決議が必要である（会社法 111 条 2 項 1 号、324 条 2 項 1 号）。



なお、いわゆる「普通株式」のみを発行している会社であれば、それを全部取得条項付株式にすることになる。その際、 の株主総会に参加する株主と の種類株主総会に参加する種類株主は同じなので、 と を一度の手続きで行うことも可能と考えられる。

³ 剰余金の配当、残余財産の分配、株主総会において議決権を行使することができる事項、当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること等（会社法 108 条 1 項各号）について、内容の異なる複数の種類の株式を発行する株式会社（会社法 2 条 13 号）。

⁴ 種類株式発行会社でなくても、既発行株式が全部取得条項付株式のみであれば、定款変更の手続きは不要と考えられる。

⁵ この他にも、全部取得条項付株式を交付される可能性がある取得請求権付株式・取得条項付株式があれば、それらに係る種類株主総会の決議も必要である（会社法 111 条 2 項 2 号・3 号、324 条 2 項 1 号）。

⁶ 原則として、株主総会に先立って反対する旨を会社に通知し、当該株主総会において反対し、定款変更の効力発生日の 20 日前から効力発生日の前日までに買取請求することが必要である（会社法 116 条 2 項・5 項）。

⁷ 変更される種類の株式がいわゆる「普通株式」の場合も、同様に、「普通株式」という種類株式の株主である種類株主の種類株主総会が必要である。これは、会社が注 3 の内容について内容が異なる複数の種類の株式を発行している場合、実際上「普通株式」と呼称されていても、会社法上は種類株式であるためである。

3 . 全部取得条項付株式取得の総会決議⁸に関する取得価格の決定の申立て

全部取得条項付株式を発行した会社は、取締役が株主総会において全部取得が必要な理由を説明して、以下の事項について株主総会の特別決議を得ることで、全部取得条項付株式を取得できる（会社法 171 条 1 項、2 項、3 項、309 条 2 項 3 号）。

取得対価⁹の内容、数・金額等又は算定方法

株主に対する取得対価の割当に関する事項¹⁰

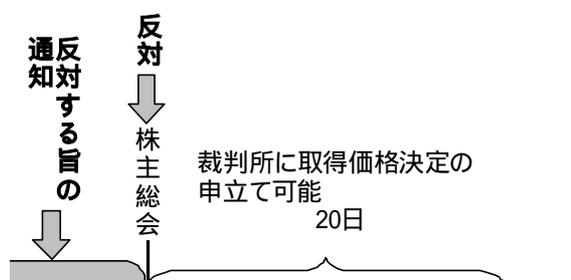
取得日

決議された取得対価の価額に不満な株主については、一定の条件の下で、裁判所に対し取得価格の決定の申立てが認められている。

まず、この株主総会（全部取得条項付株式取得の総会決議を行う株主総会）で議決権を**行使できる**株主については、以下の条件をともに満たせば、株主総会の日から 20 日以内に、裁判所に対し、取得価格の決定の申立てをすることができる（会社法 172 条 1 項 1 号）。

株主総会に先立って、取得に反対する旨を会社に対し通知すること

当該株主総会において取得に反対すること



一方、この株主総会で議決権を**行使できない**株主については、上のような条件なしに、株主総会の日から 20 日以内に、裁判所に対し、取得価格の決定の申立てをすることができる（会社法 172 条 1 項 2 号）。

⁸ この総会決議は、2 . の定款変更の総会で同時に行うことも可能と考えられる（江頭憲治郎「株式会社法（初版）」有斐閣 152 ページ参照）。

⁹ 取得対価が、当該会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債、それ以外の財産であるかに応じて定めなければならない（会社法 171 条 1 項 1 号）。

¹⁰ 株主の有する全部取得条項付株式の数に応じて取得対価を割り当てるものでなければならない（会社法 171 条 2 項）。